

Ⅲ.- 5:120 条 債権譲渡の適切な証明

- (1) 債権が譲渡されたと信じる合理的な理由がある債務者が、債権譲渡の通知を受け取っていないときは、債務者は、債権の譲渡人であると信じる者に対して、債権譲渡の通知を求め、又は債権が譲渡されていないこと若しくは譲渡人が依然として支払を受領する権利を有することの確認を求めることができる。
- (2) 債務者が債権譲渡の通知を受け取った場合において、当該通知が持続性のある媒体上の文書形式によらないとき又は譲渡された債権若しくは譲受人の名称及び住所に関する適切な情報を与えないときは、債務者は、当該通知をした者に対して、これらの要件を満たす新たな通知を求めることができる。
- (3) 債務者は、譲渡人ではなく譲受人から債権譲渡の通知を受け取った場合には、譲受人に対して、債権譲渡についての信頼できる証拠を提示するように求めることができる。信頼できる証拠とは、持続性のある媒体上に文書形式で示された当該債権が譲渡された旨の記載を含むが、これに限られるものではない。
- (4) 債務者は、この条による要求をした場合には、その要求が満たされるまで履行を停止することができる。

コメント

A. 総論

本条は、さまざまな不確実な状況にある債務者を保護することを目的とする。

B. 債権譲渡の通知がない場合

債務者が保護を要する最初のもは、債務者が、債権譲渡が行われたと信じるに足る理由があるものの、債権譲渡の通知を何ら受けていない場合である。そのような場合、債務者は安心して譲受人に対して履行することができず、もとより誰が譲受人なのかさえ知ることができないこともある。しかしながら、債務者は、譲渡人に対する履行も安全でないと恐れるかもしれない。1項によって、債務者は、債権譲渡の通知を行うこと、または、債権がまだ譲渡されていないか、譲渡人がなお支払を受ける権限を有することを確認することによって、状況を明確にするよう、譲渡人に求めることができる。その地位が明確になるまでは、債務者は履行を停止することができる。しかしながら、債務者が信義誠実および公正な取引の要請に反して行為している場合、たとえば、その債権が既に譲渡されていることを信じておらず、履行遅滞を行う戦略を採用しているにすぎない場合、この権利を頼ることはできないであろう。

[p.1072]

設例 1

CはDに支払を求める債権をAに譲渡した。CもAも通知を行わなかったが、Dは、他の情報源からそのことを知った。債権がAに譲渡されたと信じている場合、Dは、A

に支払うことができ、[それによって] 免責を受けるだろう。確信がない場合、Dは、Cに状況を明確にするように求め、それまでの間、履行を停止することができる。

C. 不適切なまたは不明確な通知

債務者が保護を必要とする次の場合は、債権譲渡の通知が受領されたが、通知が持続性のある媒体上の文書形式で行われたものでないか、譲受人に対する履行を可能にするに足る情報を与えない場合である。そのような場合には、債務者は、2項により、通知を行った者に、適切な情報を含む上述の形式での新たな通知を行うよう求めることができる。この要求が満たされるまで債務者は、この場合も、履行を停止することができる。この場合もまた、信義誠実および公正な取引の要請に反して行為している場合、債務者はこの権利を頼ることはできないであろう。

D. 譲受人から受領した通知

通知は、持続性のある媒体上の文書形式で行われ、表面上は適切なものかもしれない。しかしながら、それが譲受人によって行われた場合には、それが真正なものかどうか疑うに足る理由が債務者にあることがある。3項により、債務者は、債権譲渡を行ったことの信頼できる証拠を提示するよう求めることができる。譲渡人によって作成されて、債権譲渡が行われたことを示す文書であれば何でもこれに含まれるだろう。債務者は、証拠が示されるまでは、履行を停止することができる。

設例 2

CはDから弁済を受けられる債権をAに口頭で譲渡した。AがDにその債権譲渡を通知したが、Dが債権譲渡の証拠を求めた時に応じなかった。DはAに支払ってもよいし（その場合には、Dは免責を得る）、債権譲渡を行った信頼できる証拠をAが提示するまでは履行を停止することもできる。

ノート

債務者が譲受人に対して履行する義務を負う場合

1. ほとんどの法体系は、書面による通知を受けないか（時にはそれ以上の通知の形式によって補強される）、債権譲渡を承認しないときは、債務者は譲受人に対する履行を強要されない、という効果を持つ規定によって、債務者を保護しようとする。たとえば、債務者が、欠陥のある通知を受けた後で、あるいは、他の情報源から債権譲渡を知ったことを単純に信頼して、譲受人に対して履行をすることによって免責を得ることができる一方で、債務者はそのような履行を強要されない。ドイツ民法410条、409条を参照。[p.1073]債務者の認識が実質的に通知と同視される例外は、ポルトガル法 (*Pires de Lima and Autunes Varela, Código Civil Anotado I*⁴, 602 ff,

Cristas, Transmissão Contratual do Direito de Crédito, 190 ff) とスペイン法 (*Díez-Picazo*, *Fundamentos II*, 815-816) である。スペイン法では、債権譲渡の認識を得た債務者は、通知がなくても譲受人に対して履行しなければならない。ギリシアについては、前条のノートを参照。一般に認められているところによれば、イングランド法では、1925年の財産法136条による効果として、譲渡人によるか譲渡人に代理して署名された書面によって債権譲渡が行われ、書面による債権譲渡の通知が債務者に対して行われなければ、譲受人は自らの名前で単独で訴えを起すことはできず、単なるエクイティ上の譲受人として、原告である譲渡人の訴えに参加しなければならない。それにもかかわらず、債権譲渡を認識した債務者は、安全に譲渡人に支払うこともできない。エクイティ上の譲受人が自らの名前で単独で訴えを起すことができないのかという問題は未解決であり、譲渡人の訴えに参加するという要件が実体法上の規律か単に訴訟手続上の規律のいずれと考えられるかによって左右されうる (*Furmston*, no.6.273)。ポーランド法によれば、譲渡人が債権譲渡を債務者に通知しない限り、前債権者に対する履行は譲受人に対しても有効である。ただし、債務者が履行の時点で債権譲渡を知っていた場合はこの限りでない (民法512条)。本条の規定はおおむねエストニア債務法172条の規律に対応している。オーストリア民法1395条は、債権譲渡があっても債権譲渡の通知を受けなければ、債務者は旧債権者に対して履行することができる、と定めている。通知は、譲渡人も譲受人も行うことができるが、この見解は、後に、通知は譲渡人からのみ行われるべきであるという批判に曝された。条項の文言では述べられていないが、たとえば、通知が二重に行われて、相互に矛盾するなど、その債務者が債権譲渡を疑うに足る理由があれば、債務者は、債権譲渡の適法性を調査する「義務」(債務ではない)を負う (*Schwimann (-Heidinger)*, ABGB VI³, § 1395, no.5)。ベルギーでは、債権譲渡の通知が、譲渡人の同意の証拠なく譲受人から行えるか否かについて争われている。しかしながら、債権の帰属者について合理的な疑いを持つ債務者は、疑問の抗弁 *exceptio dubii* を主張して、いずれにも支払いを拒むことができる。遅延利息を支払わないですむようにするためには、供託しなければならない (*Comp. CA Antwerp 13 December 2001, TBH 2002, 466; CA Antwerp 13 December 2001, TBH 2002, 470*)。

2. 北欧約束手形法31条1項によると、債務者が、譲渡人または譲受人から債権譲渡の通知を受けなければ、債権譲渡は譲渡人の債権者に対して有効でない。オランダ法は、債務者が通知を受けなければ債権譲渡は有効でないという中心的な規律を定めるのみならず、債務者は債権譲渡行為の確実な概要を求めることができることも規定している (民法3編94条)。デンマーク法は、債権譲渡が明確かつ可視的なものであること [訳者注：おそらく口頭では足りず文書通知を要することになる] を求めているが、形式についての定めはない (*Gomard*, *Obligationsret III*, 85 ff)。スコットランド法 (これについては、*McBryde*, *Law of Contract in Scotland*, nos. 12.83-12.100を参照) によれ

ば、譲受人の権利を対抗可能にするために、譲渡人または譲受人によって債務者へ債権譲渡の通知が行われなければならない。通知は複数の譲受人間の優先を決め、通知のされていない債権譲渡は、その当事者間でのみ有効である。通知はどのような形式であってもよいが、債務者が債権譲渡の当事者であったのであれば、一般的には、債権譲渡についての債務者の認識では足りない。

3. スロヴァキアでは、譲渡人による通知は書面で行われる必要がない。そのような場合〔訳注：通知が譲渡人からされた場合〕には、債務者は、債権譲渡の証拠を求めることができない（民法526条2項）。譲受人は[p.1074]、債務者に対して債権譲渡を十分積極的に主張しなければならない。チェコ法においても規律は同じであるが（民法526条2項）、債務者が債権譲渡の通知を受けないか、または、譲受人が債務者に対して債権譲渡を証明しないときは、債務者は譲渡人への履行の提供によって免責されるとも定めている（民法526条1項）。
4. フランスにおいては、同じような規律は明示的には存在しない〔訳注：フランス法では債務者に対しても一定の形式を備えた通知が必要なので、それがなければ債務者は債権譲渡を無視でき、元の債権者を債権者と扱えば足りることになる。それゆえ、このノートの説明は、債務者保護の特別な規律を要しないという趣旨と思われる〕。